

市第 201 号議案

横浜市建築審査会条例の一部改正

横浜市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成28年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市建築審査会条例の一部を改正する条例

横浜市建築審査会条例（昭和26年10月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「以下法」を「以下「法」」に、「以下審査会」を「以下「審査会」」に改め、「議事」の次に「並びに委員の任期」を加える。

第13条を第14条とし、第 4 条から第12条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 3 条第 1 項第 1 号中「法」の次に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加え、同項第 2 号中「第94条第 1 項」を「第 94条第 1 項前段（他の法令において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備等に伴い、横浜市建築審査会の委員の任期等に関する規定の整備を図るため、横浜市建築審査会条例の一部を改正したので提案する。

参 考

横浜市建築審査会条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（目的）

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 項により設置する横浜市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事並びに委員の任期及び費用弁償その他審査会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

（会議の招集）

第 4 条 審査会は次の各号の一に該当する場合において会長が招集する。

- (1) 法（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により、市長から同意を求められたとき。
- (2) 法第 94 条第 1 項前段（他の法令において準用する場合を含む）の規定により審査請求があったとき。

（第 3 号から第 5 号まで及び第 2 項省略）

（議事）

第 5 条 （本文省略）
第 4 条

(関係者の出席)

第 6 条
第 5 条 (本文省略)

(会議の公開)

第 7 条
第 6 条 (本文省略)

(小委員会の組織)

第 8 条
第 7 条 (本文省略)

(小委員会の会議)

第 9 条
第 8 条 (本文省略)

(小委員会の議事)

第 10 条
第 9 条 (本文省略)

(専門調査員)

第 11 条
第 10 条 (本文省略)

(幹事及び書記)

第 12 条
第 11 条 (本文省略)

(費用弁償)

第 13 条
第 12 条 (本文省略)

(委任)

第 14 条
第 13 条 (本文省略)